

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年10月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6番	斉木 一吉	7番	宮島 直也
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第38号議案から第40号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明を始めさせていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第38号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は父から農地を借り受け、耕作を行うためです。

【議案説明】

 借人は貸人の農業後継者です。議案書4ページの第39号議案、1番であげているとおり、申請地隣地に農家住宅の建築を計画しており、本申請地を借り受け本格的に耕作を行うため本申請となりました。

 隣地の農家住宅の除外申出時に借人の耕作について確認するため、令和7年5月19日に犬山地区の委員と面談を行っております。

 借人は父が所有する農地で耕作の手伝いをしており、農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、許可相当であると見込まれます。

 続いて、番号2番。申請事由は自宅付近で耕作を行うためです。

【議案説明】

 譲渡人は高齢で耕作が困難になっていたところ、本申請地の隣地に住んでいる譲受人が耕作することで話がまとまったた

め、本申請となりました。

譲受人は自宅の隣接農地で10年程耕作をしております。農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書3ページをご覧ください。第39号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書4ページをご覧ください。番号1番。こちらは令和7年5月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は農家住宅用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は現在、賃貸アパートで夫と2人で暮らしていますが、手狭になってきております。また、現在、農家である父の農業後継者として営農の手伝いを行っており、今後は本格的に農業を行っていく予定です。そのため、経営農地の付近で借人の父が所有している土地に農家住宅を建築し、本格的に営農を行うため本申請となりました

地図資料の13ページをご覧ください。雨水は集水柵で集めて東側新設側溝へ排水します。汚水は合併処理浄化槽により処理し、雨水とともに排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側6番、オ-(ア)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね500m（当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は1km））以内の区域にある農地で、第2種農地に該当します。許

可基準は右側 3 4 番、ホ-(イ)-b、イ-(イ)-c、d、g、h のいずれかに該当する場合で、表面右側 1 0 番、イ-(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて、番号 2 番。こちらは令和 7 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は店舗用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は洋菓子の製造、販売を行う法人です。

今回、岐阜県の店舗を返却することになり、新しい店舗を検討しておりました。また、犬山市で 1 店舗経営しておりますが、駐車場が狭く、敷地の拡張も難しいため、繁忙期には駐車場が足りずに周辺住民に迷惑をかけている状況でありました。そのため、鶯沼店と犬山店を統合し、2つの店舗の中間に位置する本申請地で新店舗の建築をするため本計画となりました。

地図資料の 1 9 ページをご覧ください。雨水は透水性舗装、浸透トレンチを設け浸透させると共に西側道路側溝へ排水します。汚水は南側の公共下水道に接続します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 9 番、エ-(ア)-a-(a)、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域で、おおむね 500 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書 5 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は住宅用地が必要なためです。

譲受人は貸倉庫業を行う法人です。本申請地の周囲は宅地と農地が点在しており、静かな環境で生活するには最適な土地であることから、住宅 4 棟を計画するため本申請となりました。

本申請地は、昭和 55 年頃より必要な法手続きを知らず、申請地を資材置場として利用していたため、その旨の始末書が添付されております。

本申請地は都市計画法第 34 条 1 号区域です。

地図資料の 24 ページをご覧ください。雨水は集水桝で集めて、西側市道の側溝に排水します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽にて処理し雨水と共に排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エ- (ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書の 5 ページから 6 ページをご覧ください。

番号 4 番及び番号 5 番は同じ内容になりますので併せて説明させていただきます。

転用の目的は太陽光発電設備用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は小売電気事業者の子会社です。今回取引先より中部地方で需要があり、太陽光発電施設用地を探していたところ、本申請地が日当たりも良く平坦であり太陽光発電に適しておりました。譲渡人からも承諾をいただき、話がまとまったため本申請となりました。

地図資料の 33 ページ及び 35 ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 7 番、オ- (ア)-b、エ- (ア)-b-(a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるもので、第 2 種農地に該当します。許可基準はオ-(イ)に該当します。本申請は、太陽光発電設備の設置に伴い、許可基準に記載されている、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができないため、許可基準を満たしていることを確認済みです。

議案書の 6 ページをご覧ください。番号 6 番。こちらは令和 7 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は、太陽光発電設備用地が必要なためです。

【議案説明】

本案件は是正案件です。借人は、申請地から南東にある集落に居住しております。申請地は、借人の父が耕作しておりましたが、高齢により耕作を断念し、休耕後、不法投棄等の被害を受けておりました。今後の土地管理について考えていたところ、太陽光発電について提案があり、平成 25 年頃に必要な法手続きを知らず、設置を行ってしまっていたためその旨の始末書が添付されております。

他の土地へ太陽光発電施設を移設することを含め、日照、洪水被害の危険性、自宅からの距離などの条件で検討しましたが、条件を満たす適地がなく、申出地は自宅から近く管理がしやすい場所であるため、是正を行うため本申請となりました。

地図資料の 38 ページをご覧ください。雨水は、自然浸透に合わせて集水柵で集めて北側側溝により処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エ- (ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書の 7 ページをご覧ください。番号 7 番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は一般貨物自動車運送事業を行う法人です。申請地の隣地に事業所がありますが、駐車場不足により、入出庫の際に接道している道路で渋滞などが起きることがあることから、業務の効率化及び、安全性の向上、渋滞の緩和のために申請地を駐車場として利用するため本申請となりました。

地図資料の 41 ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エ- (ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

続いて番号 8 番。こちらは令和 7 年 5 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。

転用の目的は駐車場兼進入路が必要なためです。

【議案説明】

本案件は是正案件です。

借人は、平成 22 年に設立され、リサイクル販売事業を営む法人で、申請地北東側に犬山工場（資材置場）がございます。現在、接道する通路では幅員が狭く、大型トラックが出入りするのが困難で周辺道路へ迷惑をかけている状況です。また、犬山工場に従業員用の駐車場がなく、大型車の転回及び待機所に駐車しており、事業に支障が生じております。安全性確保のために、本申請地を直接大型トラックが通行できる幹線道路からの進入路及び駐車場とする計画であります。

申請地は以前から雑種地となっており、既に事業者が進入路及び駐車場としての工事を着手してしまっていたため、その旨の始末書が添付されております。今回、農地関連法令の手続きがされていないことを知り、工事を停止し、適正な状態で利用するため本申請となりました。

地図資料の 44 ページをご覧ください。雨水は、西側道路側溝へ排水します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は左側 7 番、オ-(ア)-b、エ-(ア)-b-(a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるもので、第 2 種農地に該当します。許可基準は右側 34 番、オ-(イ)-b、イ-(イ)-c、d、g、h のいずれかに該当する場合で、表面右側 10 番、イ-(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 40 号議案、農地中間

管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の9ページをご覧ください。今月の案件は、2件です。

整理番号1番から2番については城東地区及び羽黒地区となります。

議案書の説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第38号議案から第40号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

安田委員 　　5番の安田です。

第39号議案番号1番についてですが、許可基準についてですが、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね500mと説明されたが、田んぼの真ん中で第1種農地になるのではないかと考えられる。

このような場所で許可をして住宅がどこでも建てられるイメージになるのは理解ができないが、許可基準はどの部分に当てはまるか説明して欲しい。

事務局 　　ご質問ありがとうございます。農地種別は説明したとおり、第2種農地に該当します。

駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね500mという記載の後に、当該施設を中心として半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長できるとの内容になっており、上限1kmまで延長ができることとなっております。

今回の申請地は、犬山駅からおおよそ900mの位置にあり、宅地率は40%を超えることから、第2種農地と事務局は

判断させていただいております。

農振除外の際に、尾張農林水産事務所とも調整させていただいているのですが、この案件の農地種別についても特段問題はないことを確認済みです。

安田委員 わかりました。

議長 他に質問はございますか。

議長 他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、14時50分まで地区審議をお願いします。

14時35分 地区審議

14時50分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第38号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

議長 1番について、犬山地区をお願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、城東地区をお願いします。

安田委員 5番の安田です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第38号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第39号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1番から2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番から5番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

3番から5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 6番から7番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

6番から7番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 8番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

8番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第39号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第40号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 同じく1番から2番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第40号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の10ページをご覧ください。第19号報告、農地法

第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について
です。

議案書の11ページをご覧ください。今月の報告は3件で
す。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間
ありがとうございました。